

秋田市消防救助隊ネーミングライツ・パートナー募集要項

秋田市消防本部では、救助隊の持続可能な活動基盤を確立するための新たな財源を確保し、市民に親しまれる救助隊の魅力と更なる消防力の向上を図るため、ネーミングライツを導入することにより対価（以下「パートナー料」という。）を得て、救助隊の資機材購入費用等および人材育成に係る研修費用等を捻出することとし、これに賛同いただける法人その他の団体又はそれらにより構成されたグループ（以下「団体等」という。）を募集します。

1 募集対象とする救助隊

(1) 名称（詳細は別添「【資料1】募集対象とする救助隊一覧」参照）

- ア 土崎特別救助隊（配置：土崎消防署（土崎港西四丁目2番10号））
- イ 秋田南特別救助隊（配置：秋田南消防署（御野場二丁目15番5号））
- ウ 山岳救助隊（配置：河辺分署（河辺和田字北条ヶ崎27番地1））
- エ 水難救助隊（配置：土崎消防署（土崎港西四丁目2番10号））

(2) パートナー料（希望金額）

救助隊1隊につき年額30万円以上

※消費税および地方消費税は、別途必要となります。

※希望金額以上での募集とします。

※1団体等が、対象とする救助隊の複数と契約することも可能とします。

(3) 愛称の使用期間

令和9年4月1日から3年間

(4) ネーミングライツ・パートナーの特典（パートナーメリット）

- ア 各救助隊車両の車体等にロゴ等を掲載できます。また、掲載するデザインや場所等については、協議のうえ決定します。
- イ 各救助隊が着る救助服等にロゴ等を掲載できます。また、掲載するデザイン等については、協議のうえ決定します。
- ウ 各救助隊の愛称の普及のため、本市は、ネーミングライツ・パートナーおよび愛称の決定について記者発表し、本市のホームページ等でも公表することとします。また、本市の各種広報において愛称を使用することや、各種イベントでの車両展示や訓練指導等に積極的に参加させるなど愛称の普及に努めます。
- エ 愛称について本市ホームページに、ネーミングライツに係るサイトを設け、そのサイトからネーミングライツ・パートナーのサイトへリンク設定を行います。
- オ その他、ネーミングライツ・パートナーにおいてネーミングライツを活用した提案等がある場合は、協議のうえ、法令等（法律、政令、省令、条例、規則、要綱等をいう。以下同じ）への適合を踏まえて決定します。

(5) 愛称の命名条件

- ア 救助隊にふさわしいイメージと、わかりやすく市民に親しまれるものを条件とします。
- イ 愛称の一部に「救助隊」又は「レスキュー」という言葉を含めることを条件と

します。

※ネーミングライツ・パートナーが、「〇〇株式会社」である場合

例：「〇〇救助隊」又は「〇〇レスキュー」

ウ 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用できません。

- (ア) 人権侵害、差別および名誉毀損のおそれがあるもの
- (イ) 法律で禁止されている商品、サービス等を提供するもの
- (ウ) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (エ) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (オ) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (カ) 宗教団体による布教推進を主な目的とするもの
- (キ) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者に不安を与えるおそれのあるもの
- (ク) 青少年保護の観点から有害なものおよび適切ではないもの
- (ケ) 消費者保護の観点から適切ではないもの
- (コ) 公序良俗に害するおそれがある等社会一般の良識に反するもの
- (サ) 国内世論が大きく分かれているもの
- (シ) 当該愛称の内容について市が推奨している等、市民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
- (ス) アからシまでに掲げるもののほか、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

エ 市民の混乱を避けるため、愛称はその使用期間中に変更できません。

ただし、ネーミングライツ・パートナーが社名等を変更する場合等、愛称の変更に当たっての相当の理由があると認められる場合を除きます。

オ 必要に応じて条例上の名称を併記する場合があります。

カ 愛称は、商標権および著作権等の権利関係について問題がないものであることを条件とします。愛称決定後に発生した問題については、ネーミングライツ・パートナーの責任において対応し、本市は責任を負わないものとします。

キ 災害に関わること、国又は秋田県への補助金申請および秋田市議会での議案に関わるもの等については、正式名称を使用します。

(6) 愛称等の掲載等と費用負担

ア ロゴ等の掲載等については、ネーミングライツ・パートナーが施工し、それに要する費用については、パートナー料とは別にネーミングライツ・パートナーが負担することとします。

なお、ロゴ等の掲載等の可否、施工の範囲、実施時期、施工方法および内容については、本市とネーミングライツ・パートナーが協議のうえ決定します。車両への掲載を行う場合で、車両更新があったときは、新しい車両への掲載も上記と同様に扱うこととします。

また、契約終了後の原状回復についてもパートナー料とは別に、ネーミングライツ・パートナーが負担することとします。

イ その他ネーミングライツ・パートナーが広告の掲出を希望する場合は、希望場所、方法等をご提案ください。広告掲出の可否、サイズ等については、本市とネーミングライツ・パートナーが協議のうえ決定します。

ただし、広告の掲出期間は愛称の使用期間中とし、広告の掲出はネーミングライツ・パートナーが施工し、その施工に要する費用については、パートナー料とは別にネーミングライツ・パートナーが負担することとします。

(7) 応募資格

秋田市消防救助隊のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力および信用を備えた団体等が応募できることとします。次の事項に該当する場合は、応募資格がありません。

- ア 応募書類の提出時点で、公租公課を滞納している団体等
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続中の団体等
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続中の団体等
- エ 法律、法律に基づく命令、条例又は規則に違反している団体等
- オ 市から指名停止の措置を受けている団体又は市から許可の取消しその他の不利益処分を受けている団体等
- カ 社会問題を起こしている団体等
- キ 公序良俗に反する事業を行う団体等
- ク 政治性又は宗教性のある事業を行う団体等
- ケ 貸金業法（昭和25年法律第32号）に規定する貸金業者
- コ 商品先物取引法（昭和25年法律第239号）に規定する商品先物取引業者
- サ ギャンブル（公営くじに関するものを除く。）に係る団体等
- シ 法律に定めのない医療類似行為を行う団体等
- ス 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条6号に規程する暴力団関係者
- セ アからスまでに掲げるもののほか、本市のネーミングライツ・パートナーとして不適当と認められる団体等

2 応募の方法

(1) 提出書類および部数

- ア 秋田市消防救助隊ネーミングライツ・パートナー応募申請書（様式第1号）
- イ 会社概要
- ウ 直近3年間の決算報告書
- エ 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）（原本）
- オ 納税証明書（参加申込の日から、1月以内のもの・写し可）
 - (ア) 消費税（税務署で、『その3 未納税額のない証明用』を発行してもらってください。（※その3の3でも可））
 - (イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）
 - (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
 - ※消費税、法人市民税は、直近の事業年度のもの
 - ※固定資産税、個人市民税は、申請日において納付期限が到来している分までの直近4期分の証明書

(2) 募集期間

令和8年10月26日（月）から令和8年11月20日（金）まで

- ・郵送（書留に限る）の場合は、必着のこと。
- ・持参の場合、受付時間は土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとします。
- ・秋田市消防救助隊ネーミングライツ・パートナー応募申請書（様式第1号）は電子メールでの提出も可とします。

(3) 提出先

〒010-0951 秋田県秋田市山王一丁目1番1号
秋田市消防本部総務課宛

(4) 質問の受付

募集要項に関する質問を、次のとおり受付します。

ア 受付期間は令和8年10月26日（月）午前9時から令和8年11月19日（木）午後5時までとします。

イ 電子メールにより「8. 問合せ先」まで提出してください。

ウ 回答方法

質問に関する回答は、随時電子メールにて、原則として質問者に対してのみ回答いたします。

(5) その他

ア 応募に要する経費等は、全て応募者の負担とします。

イ 提出書類等は、返却しません。

ウ 提出書類等は、必要に応じ複写します。

エ 提出書類等は、情報公開請求により開示する場合があります。

オ 応募後に申請を取り下げる場合は、秋田市消防救助隊ネーミングライツ・パートナー申請取下書（様式第2号）を提出してください。

3 契約締結までの流れ

(1) 選定委員会の設置および審査

別途設置する「秋田市消防ネーミングライツ・パートナー選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、優先交渉権者および次点者を選定します。

審査日程については、令和8年11月24日（火）から令和8年12月4日（金）までを予定しています。

(2) 審査結果の通知および公表

優先交渉権者は、令和8年12月10日（木）までに選定し、その結果については、全ての応募者に審査結果通知書で通知します。

また、本市ホームページ等で、優先交渉権者および次点者等を公表します。

(3) 優先交渉権者との協議および契約締結

ネーミングライツ・パートナーの優先交渉者として選定された場合は、契約内容について本市と協議を行い、合意に至った場合は、見積書の徴取、契約書の作成および契約保証金等については、本市の定める手続に従うことになります。

そのうえで、契約を締結し、ネーミングライツ・パートナーを決定します。なお、協議は優先交渉権者から行いますが、合意の可能性がないと本市が判断した場合は、当該協議を打ち切り、次点者と協議を行います。

4 パートナー料の支払時期

パートナー料の支払は、契約期間中の各年度中に、本市からの請求に基づき支払うこととします。なお、分割して支払うことはできません。

5 リスク負担

(1) 第三者に損害が生じた場合のリスク負担

愛称が第三者の商標権および著作権等を侵害した場合の負担は、ネーミングライツ・パートナーが負担することとなります。

(2) その他のリスク

その他、定めのないリスクが生じた場合は、本市とネーミングライツ・パートナーが協議し、リスク負担を決定することとします。

6 契約の解除

愛称の使用期間中に愛称の命名条件や、応募資格を満たさなくなった場合に契約解除するほか、ネーミングライツ・パートナーの事情により契約解除する場合や、信用失墜行為等に伴い施設のイメージが損なわれたことにより契約解除する場合は、当該契約解除に伴う原状回復等に係る経費はネーミングライツ・パートナーがその責めを負うこととします。

この場合、ネーミングライツ・パートナーが本市に対し既に納入したパートナー料は返還しません。

7 契約の更新

愛称の使用期間の満了に際し、契約期間が満了する120日前までに、ネーミングライツの継続実施の可否について決定を行うこととし、継続実施する場合は、愛称が頻繁に変更となることを避けるため、既契約と同条件以上であれば、現在のネーミングライツ・パートナーと優先的に契約交渉を行うこととします。

8 問合せ先

〒010-0951 秋田県秋田市山王一丁目1番1号

秋田市消防本部総務課

電話番号 018-823-4000

FAX番号 018-823-9006

電子メールアドレス ro-frmn@city.akita.lg.jp